

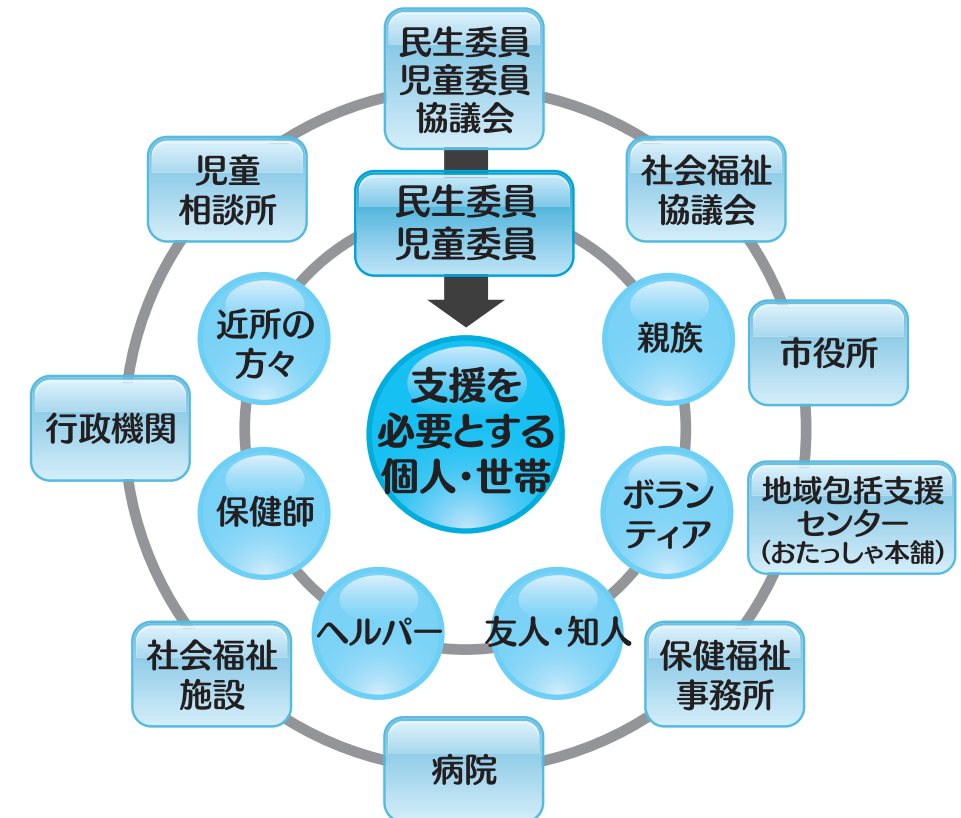
民生委員・児童委員を ご存知ですか？

民生委員・児童委員は地域における
相談・支援の制度ボランティアです。



神崎市民生委員児童委員協議会

近隣による見守りと
各機関と連携して支援活動をしています。



住民との信頼関係 — 守秘義務 —

民生委員法第15条では「民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と定めています。
住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。

民生委員・児童委員に関するお問い合わせは…

神崎市役所	福祉課	☎37-0110
千代田支所	総合窓口課	☎44-3071
脊振支所	総合窓口課	☎59-2111

民生委員児童委員は、神埼市民の相談相手です。

～ひとりで悩まないで～

活動の目的

民生委員・児童委員は、「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言による安全で安心な福祉のまちづくりを目指して、日々活動を行っています。

いつもあなたのそばにいて、地域の誰もがりのままに、その人らしく暮らすことができるよう支援し、行政などとのパイプ役が大きな仕事です。

活動内容

地域住民からの社会福祉に関わる相談に応じ、さまざまな支援を行います。

私たちは、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりを目指しています。

見守り、支援内容

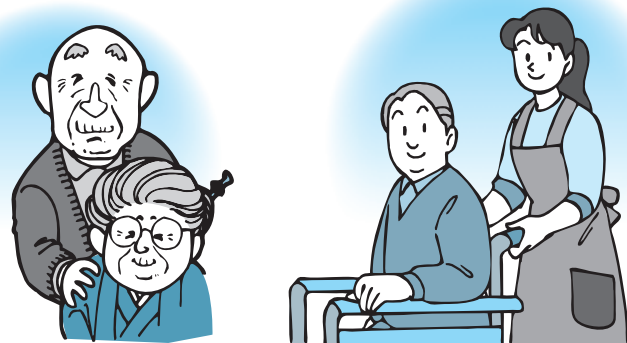
お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- 高齢者世帯への訪問
- 見守り活動
- 介護の相談
- 声かけ・安否確認
- 福祉情報の提供
- 行政サービスの説明
- 虐待の発見・通告
- 福祉ニーズの調査・実態把握
- その他



高齢者に関すること

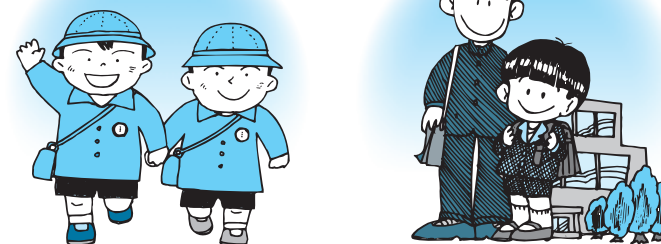
地域の高齢者や障がい者が、いきいき元気に暮らしていけるよう応援します。



子どもに関すること

子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守っていくよう、取り組んでいます。

主任児童委員も活動しており、専門的に取り組んでいます。



生活全般に関すること

自然災害や悪質商法被害などから地域住民を守る取り組みを進めています。

